

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年12月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200395号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200101号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①から⑥までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間①、②、⑤及び⑥について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②、⑤及び⑥の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月
② 平成25年12月
③ 平成26年12月
④ 平成27年7月
⑤ 平成28年7月
⑥ 平成28年12月

A社から、請求期間①から⑥までの賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。給与賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1. 請求期間①から⑥までについて、請求者から提出されたA社に係る給与賞与明細書(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は、事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、金融機関から提出された請求者の預金元帳の賞与振込日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2. 請求期間①、②、⑤及び⑥について、賞与明細書により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりいずれも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②、⑤及び⑥における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準賞与額
①平成25年8月	平成25年8月9日	19万円	18万2,000円	18万2,000円	19万円
②平成25年12月	平成25年12月27日	25万2,000円	23万7,000円	23万7,000円	25万2,000円
③平成26年12月	平成26年12月17日	36万円	36万円	36万円	—
④平成27年7月	平成27年7月17日	35万5,000円	35万5,000円	35万5,000円	—
⑤平成28年7月	平成28年7月20日	36万円	35万3,000円	35万3,000円	36万円
⑥平成28年12月	平成28年12月15日	43万円	41万4,000円	41万4,000円	43万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200396号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200102号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①、②及び④から⑥までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②及び④から⑥までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②及び④から⑥までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①、②及び⑥について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②及び⑥の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間③について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年8月
 ② 平成25年12月
 ③ 平成26年8月

- ④ 平成26年12月
- ⑤ 平成27年7月
- ⑥ 平成28年7月

A社から、請求期間①から⑥までの賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。給与賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②及び④から⑥までについて、請求者から提出されたA社に係る給与賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①、②及び④から⑥までの賞与支給日については、金融機関から提出された同僚の預金元帳の賞与振込日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び④から⑥までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②及び⑥について、賞与明細書により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりいずれも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②及び⑥における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間③について、賞与明細書及び事業主の回答から判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていなかったと認められる。

したがって、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間③の賞与支給日については、金融機関から提出された同僚の預金元帳の賞与振込日から、別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、請求期間③における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準賞与額
①平成25年8月	平成25年8月9日	19万円	18万2,000円	18万2,000円	19万円
②平成25年12月	平成25年12月27日	25万2,000円	23万7,000円	23万7,000円	25万2,000円
③平成26年8月	平成26年8月8日	19万円	—	—	19万円
④平成26年12月	平成26年12月17日	36万円	36万円	36万円	—
⑤平成27年7月	平成27年7月17日	35万5,000円	35万5,000円	35万5,000円	—
⑥平成28年7月	平成28年7月20日	36万円	35万3,000円	35万3,000円	36万円